

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◆ 告 示
  - 青少年に有害な図書類の指定
  - 保険医療機関等の指定
  - 新たに行おうとする土地改良事業の認可
  - 数人が共同して行う土地改良事業の認可
  - 土地改良法による換地計画の適否の決定
  - 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催
  - 保安林の指定の解除予定(七件)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百十二号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図

書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 臣 次

指定 番号	種 別	題 号	類 別	発行 記号等	表示された発 行所名
1064	雑誌その他 の刊行物	◎性報告 青森指責め 第1巻第8号通巻3号	H S— 8— C	機アツパル社	
1065	”	少女・OL・人妻 激田 Magazine たちの告白集 第1巻第3号	G M— 8— C	機ピケン	
1066	”	われめ種入 ホテトル爆殺人事件 夏の日炎	D F— 1— 6	Do企画	
1067	”	愛液 PORNO VIDEOの女王・ YUKARITAGUCHI 飛翔	D F— 1— 3	Do企画	
1068	”	トルコ嬢の24時間盥洗い 22歳の挑発	D F— 1— 0	Do企画	
1069	”	THE 本番 微笑み	D F— 1— 8	Do企画	
1070	”	イヴ EVE SM 地獄写真 松原レイ挑戦モード	E V— 8— C	アリス出版	
1071	”	Collector コレクター 飛び出し号 通巻18号	C O— 8— C	海鳴書房	
1072	”	スクラソナル 創刊3号 SCRAMBLE 図鑑	S C— 8— C	土曜出版社	
1073	”	ADULT CINEMA 通巻8号	A D— 8— C	海鳴書房	
1074	”	FRESH-UP	D F— 1— 2	office JET	

1075	"	UP・DOWN	DF-4	office JET
1076	"	VIBRATION 創刊3号 喘ぐ性器に激挿入!!	VL-8-C	アリス出版
1077	"	痴漢穴濡れ 舐められたいの	DF-1-4	アリス出版
1078	"	両穴舌入れ たたいませ	DF-1-3	アリス出版
1079	"	東京スキノンガジン 最新SEX情報誌 東京スキノンガジン 女図鑑 SM・Venus 伊代ちゃんをイジめてみたい!	TM-8-C	緋アリス出版
1080	"	被虐愛奴	BN-8-C	土曜出版新社
1081	"	美少女本番しばり SM撮影現場 撮影現場	DF-1-9	アリス出版
1082	"	◎ガイド フェラっていいとも	SL-8-C	株式会社セゾン出版
1083	"	熱いマナザシ	DF-1-6	SEINT
1084	録音テープ	TAPE MAGAZINE VOL. 11 EROS & MUSIC テーママガジン	MT-8-C	アリス出版
1085	雑誌その他	男根しゃぶり ルーシユの誘い	DF-1-1	アリス出版
1086	"	性器なぶり 初夏・燃えさせて	DF-1-5	アリス出版
1087	"	クリちゃん通信 クリちゃん通信 第1巻第8号通巻3号 グサリ迫力挿入	CC-8-C	緋アップル社
1088	"	オトシエニカ 23 赤いイイポイポイ オトシエニカ チェルチェル吸ってクリクリいじって...	FJ-8-C	海鳴書房
1089	"	売春尺八 ひみつクラブ いっくい	DF-1-7	LANDA-SS
1090	"	嬢少女	-	教文社

1091	"	ポッキソング ヌルヌル女陰 秘部いじり 第1巻第8号通巻第3号	BK-8-C	緋アップル社
1092	"	Hihheel 処女とのSEX	HH-8-C	土曜出版新社
1093	"	処女の花園	0622F 012	青春図書
1094	"	女教師犯す エロ本ばかり読んでないで勉強なさい	DF-1-2	Do企画
1095	"	WANTED!	DF-1-4	office JET
1096	"	ギヤルトピア ギヤルトピア 少女絶頂感覚	TP-8-C	緋土曜出版社
1097	"	BOBY Socks BOBY Socks はみだすソックス	BS-8-C	土曜出版新社

鳥取県告示第六百二十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に  
基つき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医  
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政  
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
業師寺整形外科 医院	米子市東福原五七五	昭和五十八年七月一日

野坂医院	あんず薬局	豊増歯科医院	社団法人鳥取県中部 歯科医師会口腔 衛生センター	熊野歯科医院	清水歯科医院	田中歯科医院	松田医院	岡田医院	井上医院佐治出 張診療所	森下医院	石田産婦人科医 院	野口内科医院	循環器クリニッ ク花園内科医院	国立米子病院
米子市上新印二五六一六	鳥取市末広温泉町二一一	岩美郡福部村大字細川六六六 一	倉吉市東蔵城町六八	倉吉市西町二六八二	鳥取市今町一丁目五〇四	鳥取市吉方温泉町二丁目六四 一	日野郡日野町根雨二二九	東伯郡東伯町大字丸尾八	八頭郡佐治村大字加茂六九二 一五	八頭郡河原町大字河原一九七 一三	境港市元町六九	倉吉市西倉吉町一一一三〇	米子市東福原五八〇一	米子市車尾二二九三一
〃	〃	〃	〃	昭和五十八年七月一日	昭和五十八年七月七日	〃	昭和五十八年七月一日	昭和五十八年七月十四日	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第六百十四号

中浜地区土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(第二次中浜地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月十一日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十五号

倉吉市下大江一七四番一地石賀稔ほか二十人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良(下大江地区ため池等整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年七月十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十六号

昭和五十八年三月三十一日付けで三朝町から申請のあつた笏賀地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二

十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年七月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一日時 昭和五十八年八月八日十三時三十分から
- 二 場所 東伯郡三朝町大字大瀬九九九一二 三朝町役場第三会議室(二階)

三 案件

鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定することについて

名 称	位 置
三徳山鳥獣保護区特別保護地区	東伯郡三朝町大字三徳地内

鳥取県告示第六百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 西伯郡大山町飯戸字向原一五四二の九一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字タワノ上エ一〇六〇の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム用地とするため

鳥取県告示第六百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字小泉(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字長畑ノ上エ二〇一九の三、字隠谷九九七の五、九九八の六、一〇〇四の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

発電施設用地とするため

鳥取県告示第六百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字徳丸字中磯尾谷一七五九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び八東町役場に備え置き縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西野字折橋上ミ一〇一九、字折橋山一〇二二の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、字折橋上ミ一〇一九の三、一〇一九の四、一〇二〇の二、字折橋山一〇二三の二、一〇二三の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市椋波字八重森七六・般若字堂ノ上三九三の五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、三九三の八

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）